

で、外にいい施設があるわけでもないからやむを得ず現在の職場に留まっているとすると人約二二%、すぐにでも転職したいと考えている人約八%に較べその数は少なくはないが、職場への安定度が高いとはいえない。その理由はさまざまであるが、その一つに職場内での助言活動の低調さがあげられる。

保育者の多くは自分の仕事に対して大きな不安をいだいている。過半数の保育者は職場内での積極的な助言を非常に強く期待している。にもかかわらず、女性心理が手伝ってか相互に何らの話し合いをせずしかも他の人から何か思われてはいないだろうかと神経をいらだたせている。これに対しては、施設規模が小さく職員数の少ないことを最もよい条件とするよう、相互の人間関係の改善に努めることが必要である。このため、職員会を有効な手段とすることが考えられる。現在、約四〇%の人々が職員会は職員の見解を十分尊重する場となっていないと受取っている。その民主的な運営の確立こそ

助言活動を含むすべてのまづい人間関係の壁を破る早道であろう。

最後に、保育者の求める教養についてみれば、経験年数の長くなるに従って一般教養に対する必要感が強くなり、無資格者で経験年数の少ない人程教職教養に対する必要感が大きい。保育についての専門的な知識技術は経験の積み重ねによって習得されると考えられているところに、教職諸科学は如何に答えねばならないか。

また一般教養の中、社会科学に対する関心は、幼稚園よりも保育所の保育者において極めて高い。保育所の幼児を保育しようとするとき、幼児の生活そのものを守ることを避け得ない保育所の保育者が、生活の在り方を問う社会科学に強い関心を払うことは必然であろう。しかし、幼稚園の保育者といえども、幼児の生活が正しく守られているかを考え、そのために必要な社会実践に当る叡智をもつことは、今日誠に切実である。両者の見解の交流こそこのことに近づく一歩であろう。

(大会発表論文抄録74—75頁)

X 管理運営に関する研究

私立幼稚園教育の限界

神田寺幼稚園 友松 あきみち
富貴島幼稚園 由 田 浩

現場保育者の研究発表が保育学会でも逐年増加しているが、その発表内容は一般に保育技術面での調査研究に重きがおかれており、保育運営の基盤として経営管理の現状とか保育思想に及ぼす諸種の社会事情に対する見解、児童観を根底とする制度論等について論及されているものは少ない。今回表題の発表を試みたのは次の理由からである。

一、わが国幼稚園教育の過半を占める私幼稚園について現在当面

している諸問題を明らかにして、保育界全般の問題としての理解を深め今後の幼児教育振興に役立てたい。

二、この発表を機会にこの種運営問題についての関心を高め、保育界各方面より活潑な各種見解の発表を期待したい。

現在私幼の当面している諸問題については抄録並に当日配布の資料に記載した通りであるが、何れも相関連して私幼教育振興の前途に複雑困難な問題を提起している。例えば、①「学校法人化」については、学校教育法の趣旨から言って当然のことではあるが、実際に文部省がどれだけ法人化に積極的であるか問題もあり、特に施設改善の私幼助成については疑念を抱かざるを得ない。②昭和三十七年二月までに到達すべき「設置基準」について文部省は私幼助成に甚だ消極的であり、官庁評価額で十三億余円（実際には四十億か）の設備費をいかに捻出すべきか私幼は経営上苦しい立場に追いこめられている。③基準への達成その他私幼振興の国庫助成は期待できず、都道府県からの「助成融資」も僅少であって法人、非法人の問題がこれにからんできています。④「適正配置」は設置基準の次官通達にうたわれながら国公私立の間では現実には殆んど考慮されておらず、認可権者の裁量も私幼の健全な育成に配慮されてよいのではないか。⑤認可をされている私幼が財政的な援助措置を受けず、一方的に設置基準に到達することを義務づけられたり各種の規定で厳しい制約を受けているのに、「無認可施設」に対しては全く放置の状態にあり、公立小学校内の幼児学級、幼童部さへ黙認している。⑥「私学共済組合法」の改正が行なわれようとしており、学校法人でない私幼の教職員四名以下の所は任意加入の案も出ている。かかる法改正は職員の福祉が本人の意志によらずにはばまれることも考えられ、同時にこの面に対する都道府県の助成も一層困難をきわめるこ

とが予想される。

以上略記しただけでも私幼運営の現状は直ちに経営に響く切実な諸問題をはらんでいる。特にこれらは相関連して園長教諭の身分保証、給与待遇面に官尊民卑の絶望感すら生じてきている。こんなことで健全な保育を期待することができらるだろうか。

さてこれら私幼に対して国公立幼の場合は所轄庁が設置者であるためはるかに安定した将来を持っているかに見える。設置基準に対しては既に公立学校施設拡充五ヶ年計画が行なわれているなどかなり恵まれた状態にあるが、それでも市町村立学校職員給与負担法の改正など低賃銀問題が解決しているわけではない。その他兼任園長、助教諭多数の職員組織、老朽園舎、併設園、無遊戯室園等の現状はやはり公共団体の力をもつてしても未解決の問題が少なくないようである。

またこのことは保育所にも言えることであって、点数制、給与、給食費等の問題や私立保では社会福祉法人化、措置児の満たぬ問題があり、更には保育に欠ける幼児集団そのものの教育的な根本問題も横たわっているはずである。これら保育界の現状を通過して言えることは今日わが国の保育界は、私幼のみならず何れの分野にても、①国家財政の貧困②国民経済の不均衡③二元的な保育行政の矛盾の前にそれぞれの限界性に立たされていることである。そしてそのことが畢竟、保育の平等を阻害し、幼児の健やかに育てられる権利を侵害していると言えよう。

結論として提唱したいことは、この国の児童観をまず保育の場に確立して、民主社会にふさわしい保育の在り方を考え、それを実践していく為に広範な現場人によって運営される自主的な「保育者会議」をまず開催することである。

（大会発表論文抄録28〜31頁）